

ブロードバンドサービスに関する ユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等の在り方 概要

令和5年7月7日
総務省
総合通信基盤局

光ファイバの整備

- 近年、補助金等を活用した積極的な整備により、固定系超高速ブロードバンド（光ファイバ等）の未整備地域の解消が大きく進展したが、**依然として、未整備地域が一部に存在する。**
- 都道府県別に見ると、**離島や山間地を多く有する地域**において整備が遅れており、**整備率の格差が発生している。**

FTTHの世帯カバー率

2022年3月末

2018年3月末

2019年3月末

2020年3月末

2021年3月末

98.3%
(未整備98万世帯)

98.8%
(未整備66万世帯)

99.1%
(未整備53万世帯)

99.3%
(未整備39万世帯)

99.72%
(未整備16万世帯)

※ 町字別に、90%以上の提供がある場合は「1」、1～89%の提供の場合は「0.5」、提供なしの場合は「0」で世帯数を加重合計し、総世帯数で除したもの。
 ※ カバー率については、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの(2021年3月末時点以前は小数点以下第二位を四捨五入、2022年3月末時点は小数点以下第三位を四捨五入)。

● 令和2年度二次補正予算で約500億円を措置

**2027年度末までに
99.9%を目指す**

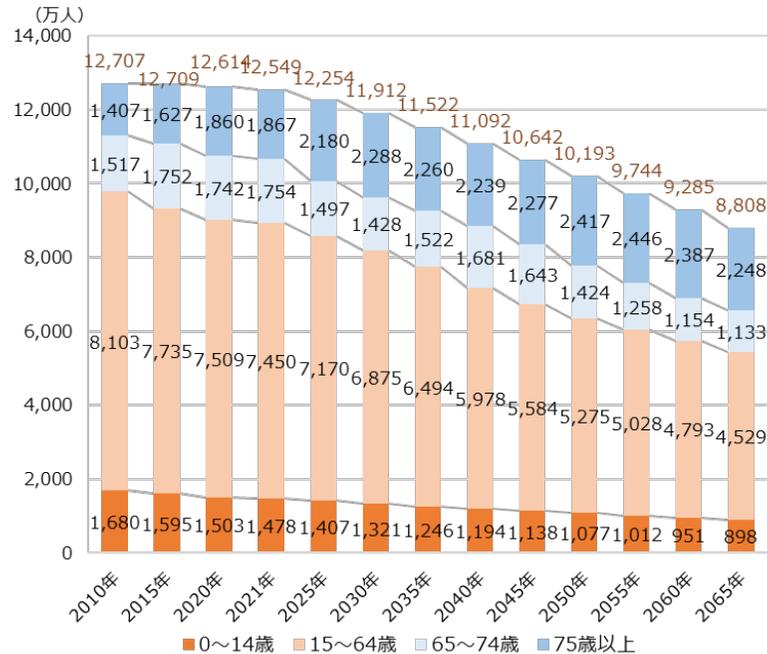
都道府県別の光ファイバ整備率



※ 2022年3月末時点

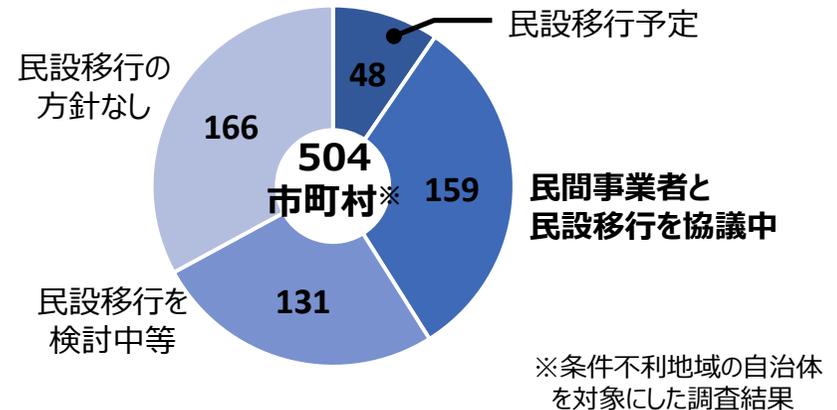
- 地方における固定系超高速ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者は、人口減少の進展に伴う利用者数の減少等の理由により、採算性が悪化しつつある。今後、人口減少が一層進展した場合、地方における固定系超高速ブロードバンドサービスの維持が困難になる可能性。
- 近年、補正予算等を活用した積極的な整備により、固定系ブロードバンド未整備地域の解消が進展したが、依然として、光ファイバ未整備のエリアが約16万世帯存在（2022年（令和4年）3月末時点）。未整備の主要な理由の一つが、整備後の維持可能性への懸念。
- 人口減少の進展等に伴い、地方における公設設備によるサービス提供の継続が困難となることも懸念されている。

日本の人口の推移



出典：高齢社会白書(2022年版)を基に総務省作成

公設設備から民設への移行方針の状況（2023年1月現在）



出典：総務省調査

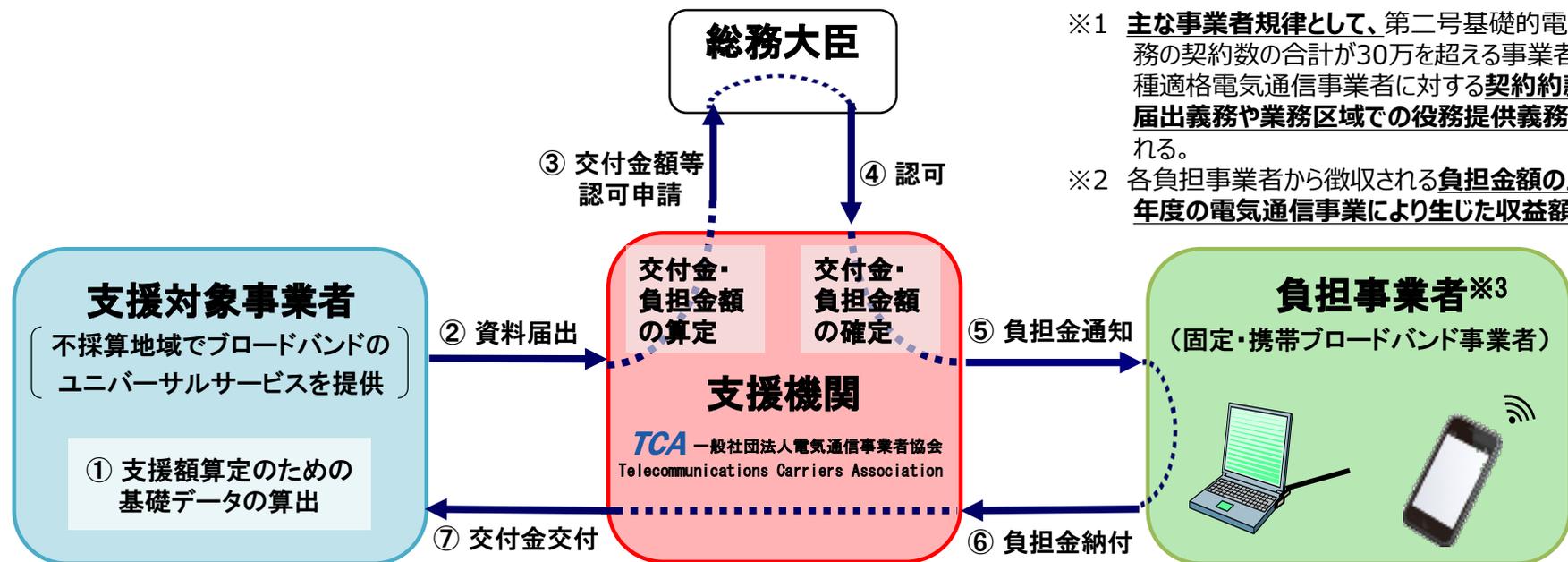
未整備地域の更なる解消や公設設備の民設移行を促進するためには、整備後の維持費用に対する懸念を払拭する必要

制度の概要

○ 改正電気通信事業法（令和5年6月16日施行）により、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドのユニバーサルサービス）制度を創設。

本制度の概要は以下のとおり。

- ・第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者に対して、一定の規律^{※1}を課す
- ・総務大臣の指定を受けた第二種適格電気通信事業者（支援対象事業者）に対しては、全国のブロードバンド事業者から徴収する負担金^{※2}を原資とする交付金により、不採算地域（支援区域）におけるサービスの維持費用の一部を支援



※1 主な事業者規律として、第二号基礎的電気通信役務の契約数の合計が30万を超える事業者及び第二種適格電気通信事業者に対する契約約款の作成・届出義務や業務区域での役務提供義務等が課される。

※2 各負担事業者から徴収される**負担金額の上限は前年度の電気通信事業により生じた収益額の3%**

※3 前年度の電気通信事業により生じた収益額が**10億円を超える事業者が対象**

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」 概要①

第二号基礎的電気通信役務

テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を利用する上で不可欠な以下の3つのブロードバンドサービス※1

- FTTH
- CATV (HFC方式※2)
- ワイヤレス固定ブロードバンド (専用型) ※3

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る
 ※2 Hybrid Fiber Coaxial。幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式
 ※3 固定通信サービス向けに専用の無線回線 (例：地域BWAやローカル5G) を用いて提供するもの

支援区域

交付金による支援が必要な不採算地域として、総務大臣が指定する区域※4

※4 国勢調査に基づく町字 (約23万町字) 単位で指定

【支援区域の要件】

	要件①	要件②	支援対象
一般支援区域	・区域の収支が赤字の地域※5	第二号基礎的電気通信役務を提供する回線設置事業者※7が一者以下	・赤字事業者※8
特別支援区域	・区域の収支が大幅な赤字の地域※5 ・未整備地域※6、公設地域	同上	・黒字事業者※8 ・赤字事業者※8

👉 未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進

※5 標準的なモデルにより算定
 ※6 区域内の世帯カバー率が50%以下
 ※7 区域内の役務の継続提供期間が1年を超える
 ※8 第二号基礎的電気通信役務全体の収支状況

支援対象事業者

支援区域で第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者のうち、第二種適格電気通信事業者として総務大臣の指定を受けた者※9

- 指定を受ける際は、「第二号基礎的電気通信役務に関する収支表」や「特別支援区域整備・役務提供計画書」を公表していることが必要

※9 本制度は、不採算地域におけるブロードバンドのユニバーサルサービスの提供を確保するための事業者間の相互扶助の仕組みであり、自治体の財政支援を目的としたものではない

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」 概要②

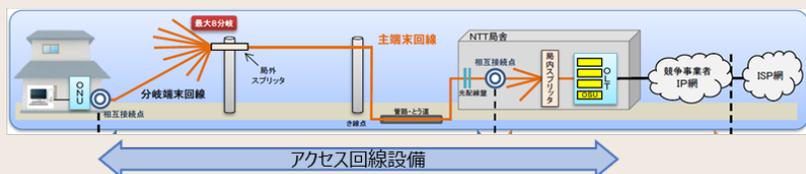
交付金

不採算地域におけるブロードバンドの提供に係る維持費用の一部を支援する交付金

【交付金の対象費用】

- 交付金の対象は、アクセス回線と海底ケーブルの維持費用が基本

(アクセス回線設備のイメージ)



(海底ケーブルのイメージ)



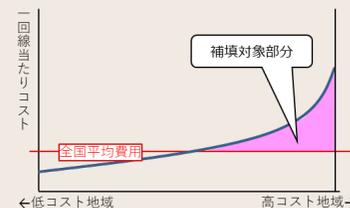
【費用の算定方法】

- 設備構築・更新等への補助金や接続料又卸料金との二重の支援とならないように留意することが必要
- ①他の役務と共用している設備（例：通信事業と放送事業とで共用している設備等）や②他事業者と共用している設備（例：他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブル等）については、適切なコストドライバに基づき、費用配賦することが必要

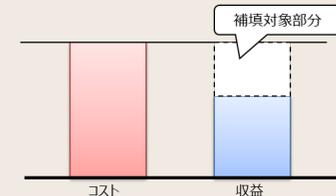
【費用の算定方式】

- 地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保するため、原則として一定のベンチマークを超える費用を支援するベンチマーク方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当
- 他方で、特別支援区域について、未整備地域の解消・民設移行の促進等の観点から、特別支援区域の指定後に新規整備・民設民営へ移行された回線設備については、例外的にモデルにより算定した収入費用方式（収支相殺方式）を採用することを念頭に、具体的な算定方法を検討することが適当

(ベンチマーク方式のイメージ)



(収入費用方式のイメージ)



ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等の在り方（情報通信審議会への諮問）

諮問の概要

- 総務省は、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)により、一定のブロードバンドサービスを「第二号基礎的電気通信役務」(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス)として位置付け、
 - ① 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に対する規律を設けるとともに、
 - ② 不採算地域で第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に対する交付金制度を創設する等の内容を含む制度改正を行った。
- 上記の制度改正に関連して、政令及び総務省令への委任事項である、第二号基礎的電気通信役務の範囲、事業者規律や新たな交付金制度の具体的内容等に係る検討結果を取りまとめた情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」(令和5年2月)では、交付金・負担金の詳細な算定方法(例:原価・収益の算定の在り方、共通費の配賦基準、ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方)や特別支援区域の指定の基準となる「大幅な赤字額」の設定方法等について、検討を深めることが適当とされたところである。
- 以上により、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方について諮問する。

答申を希望する事項

- (1) 交付金・負担金の詳細な算定方法(例:原価・収益の算定の在り方、共通費の配賦基準、ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方)
- (2) 特別支援区域の指定の基準
- (3) その他必要と考えられる事項

スケジュール

- 2024年(令和6年)3月を目途に答申を希望。その後、答申を踏まえ、所要の制度整備を行う。

(1) 交付金・負担金の詳細な算定方法

①原価・収益の算定の在り方

●減価償却費の扱い

新規整備や民設移行に係る補助金等との二重支援を防止する観点や、未整備地域の解消や民設移行を促進する観点から減価償却費の計上について考え方を整理する必要がある。

【ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめ（令和4年2月2日）から抜粋】

- 支援対象経費となる設備コストには、設備の初期整備に要する費用は含まれないが、**既設設備の更新に要した費用は、減価償却費として、更新年以降の毎年の設備コストに含まれるものとするのが適当**である。

【情報通信審議会答申（令和5年2月7日）から抜粋】

- ユニバーサルサービス制度による交付金と、**設備構築・更新等への補助金によって二重の支援とならないように留意**することが必要。

●特別支援区域において新規整備又は民設移行した回線設備のうち、未利用芯線等の維持費用について

特別支援区域において光ファイバを新規整備した場合や公設光ファイバを民設移行した場合において、未利用芯線等の維持費用による全国均一接続料の高騰抑止の観点や、未整備地域の解消や民設移行を促進する観点から**未利用芯線等の維持費用については、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度による支援や接続料原価の範囲の考え方を整理する必要がある。**

※現在、光ファイバの未利用芯線等の維持費用は接続料原価に含まれている

【情報通信審議会答申（令和5年2月7日）から抜粋】

- ユニバーサルサービス制度による交付金と、**接続料又は卸料金によって二重の支援とならないように留意**することが必要。

●利用部門コストの算定

【情報通信審議会答申（令和5年2月7日）から抜粋】

- 設備利用部門の原価については、二号基礎的役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、**販売促進費等の競争対応費用を除く**ことが適当。

② 共通費の配賦基準

● 他の役務と共用している設備や他事業者と共用している設備等の費用の配賦基準

【情報通信審議会答申（令和5年2月7日）から抜粋】

- ①他の役務と共用している設備（例：通信事業と放送事業とで共用している設備等）や②他事業者と共用している設備（例：他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブル等）については、適切なコストドライバに基づき、費用配賦することが必要。

③ ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方

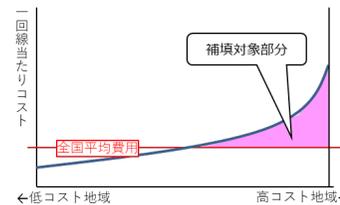
● ベンチマーク方式※¹におけるベンチマークの基準の設定

※¹ 費用の一定部分を支援対象とする方式

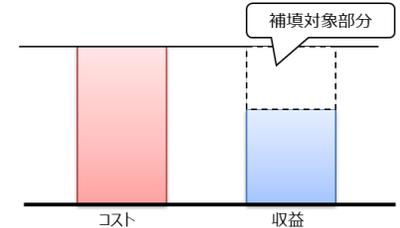
● 収入費用方式※²における費用と収益の範囲の設定

※² 費用と収益の差額を支援対象とする方式

（ベンチマーク方式のイメージ）



（収入費用方式のイメージ）



【情報通信審議会答申（令和5年2月7日）から抜粋】

- 交付金の算定方法については、地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保するため、原則として一定のベンチマークを超える費用を支援するベンチマーク方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当。
- 他方で、特別支援区域について、未整備地域の解消・民設移行の促進等の観点から、特別支援区域の指定後に新規整備・民設民営へ移行された回線設備については、例外的にモデルにより算定した収入費用方式（収支相殺方式）を採用することを念頭に、具体的な算定方法を検討することが適当。

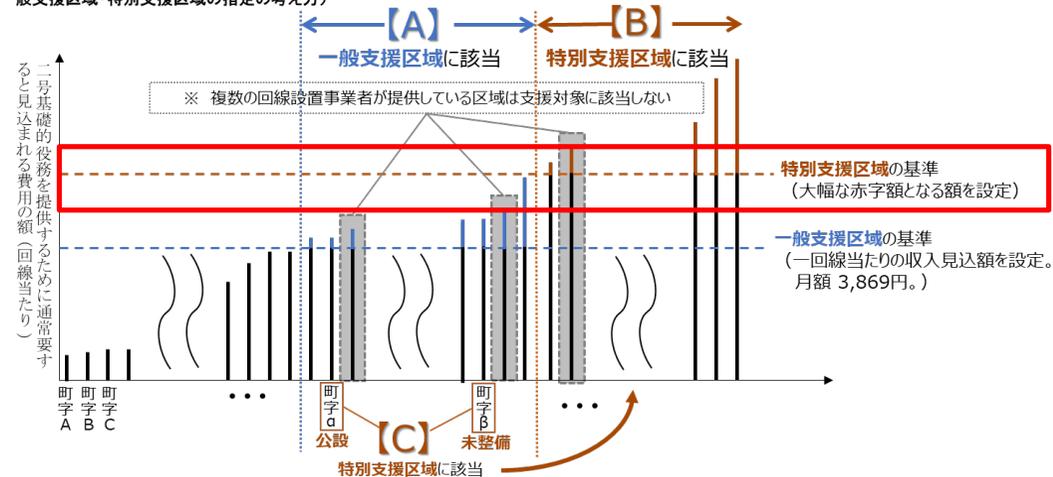
（2） 特別支援区域の指定の基準

● 基準となる「大幅な赤字額」の設定

【情報通信審議会答申（令和5年2月7日）から抜粋】

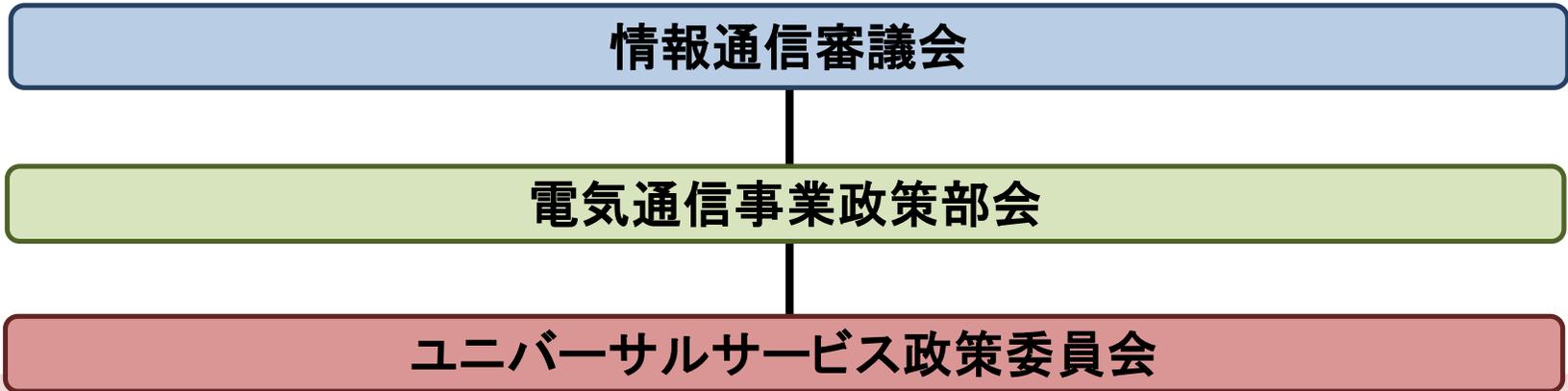
- 二号基礎的役務の提供に係る収支が大幅な赤字と見込まれる地域（モデル上の大幅な赤字地域）の水準となる額は、第二種負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、今後のモデル構築の状況を踏まえて検討することが適当。

（一般支援区域・特別支援区域の指定の考え方）



「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等の在り方」の検討体制

- 「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」については、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会における調査検討を希望。



(主査)	三友 仁志	早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 教授
(主査代理)	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
(委員)	岡田 羊祐	成城大学 社会イノベーション学部 教授
	春日 教測	甲南大学 経済学部 教授
	砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
	高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授